

北九州市住宅供給公社行動計画

次世代育成支援は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように保護者の子育てについて配慮して行われなければならないという次世代育成支援対策推進法の基本理念のもと、北九州市住宅供給公社においても、職員がその能力を十分に発揮しながら、仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、各年度に発給された年次有給休暇の50%以上を取得できるよう、職員の休暇取得を促進する。

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 計画的な取得に向けて管理職研修の実施
- 年次有給休暇について社内LAN等で周知する
特に、子供の学校行事などには積極的に休暇を取得するよう促す
- 年度の中間で有給休暇の取得状況を確認し、取得日数の少ない職員に対して個別面談等で取得を促していく

目標2：時間外勤務の縮減を図る。

<対策>

- 時間外勤務の現状を部署別、個人別に把握する
- 管理職会議で検討
- 給与・賞与支給日及び毎週水曜日にノー残業デーの実施
- 四半期に1回以上のノー残業ウィーク、年に1回以上のノー残業マンスの実施
- 毎月19日を育児の日とし、子を養育している職員の定時退社に取り組む
- 年度の中間で時間外勤務の状況を部署及び個人別に確認を行い、問題の把握に努める。時間外勤務の多い職員に対しては個別面談等で解決を図っていく